

10月 教育長 教育行政報告

令和7年

- 9月23日（火） わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催記念「障スポ号」出発式
- 24日（水） 第4回甲賀市議会定例会 本会議（第7日）
- 25日（木） 中学校体育祭（城山中・信楽中）
第2回甲賀市教育支援委員会
- 26日（金） 中学校体育祭（土山中）
- 27日（土） 日本スケートボード協会タイムアタックサーキット
信楽大会
第21回甲賀市長杯ミニバスケットボール大会 20
25
- 28日（日） 第79回国民スポーツ大会 総合開会式
- 29日（月） 第79回国民スポーツ大会 ゴルフ競技・高等学校軟式野球競技
- 30日（火） 第79回国民スポーツ大会 ゴルフ競技・高等学校軟式野球競技
- 10月 1日（水） 部長会議
第4回甲賀市総合計画本部会議
第2回甲賀市環境未来都市推進本部会議
- 2日（木） 第79回国民スポーツ大会 高等学校軟式野球競技
- 3日（金） 第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第1日
第79回国民スポーツ大会 サッカー競技（少年女子）
第79回国民スポーツ大会軟式野球競技会歓迎会
- 10月 4日（土） 第79回国民スポーツ大会 軟式野球競技・サッカー競技（少年女子）
- 5日（日） 小学校運動会（大野小・土山小・大原小・朝宮小）
わたSHIGA輝く障スポ開催直前イベント
- 第79回国民スポーツ大会 軟式野球競技・サッカー競技（少年男子）
- 6日（月） 第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第2日
第79回国民スポーツ大会 軟式野球競技

- 7日（火） 甲賀市教育行政評価答申書受領
第14回甲賀市教育委員会委員協議会
- 8日（水） 第79回国民スポーツ大会 総合閉会式
- 9日（木） 小学校運動会（伴谷小・伴谷東小）
第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第3日
- 10日（金） 滋賀県へき地教育振興協議会県内研修及び第2回全体教育長会
- 11日（土） 小学校運動会（柏木小・水口小・貴生川小・甲南第二小・甲南第三小）
- 12日（日） 外国にルーツを持つ子ども・保護者向け中学校卒業後の進路ガイダンス
あいの土山宿場まつり
くすりと忍者の町甲賀 第39回10時間（5時間）
耐久リレーマラソン大会
国際交流フェスタ 国フェス2025
- 14日（火） 第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第4日
- 15日（水） 雲山一弦氏書の寄贈
- 16日（木） 第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第5日
第24回全国障害者スポーツ大会壮行会
- 17日（金） 第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第6日
- 18日（土） 小学校運動会（綾野小・油日小・甲南中部小・雲井小・小原小）
わたSHIGA輝く障スポ開催直前イベント
- 19日（日） 第44回文化書道展表彰式
- 20日（月） 第2回人事にかかる訪問（ヒアリング）第7日
- 21日（火） 第15回甲賀市教育委員会定例会

資料 4

令和 7 年第 4 回甲賀市議会定例会（9 月）提出議案（教育委員会関係）の結果について

1. 決算案件

（1）令和 6 年度甲賀市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
『甲賀市議会 議案第 65 号』

歳出（全体） 49,094,914,167 円

うち教育委員会所管分 6,669,888,741 円

【原案のとおり認定】

2. 補正予算案件

（1）令和 7 年度甲賀市一般会計補正予算（第 5 号）

『甲賀市議会 議案第 87 号』

歳入 300 千円 歳出 300 千円

【原案のとおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

● 寄附金

・図書購入寄附金 300 千円

【歳出予算の補正】

● 図書館サービス事業 300 千円（寄附 300）

1 法人からいただいた図書購入寄附金を財源として、土山図書館の図書を購入

【債務負担行為の補正】

● 図書館情報システム更新事業

67,100千円

8市での共同調達であり、移行準備期間を要することから、契約にかかる経費を追加

3. 契約案件

(1) 契約の締結につき議決を求めるについて

『甲賀市議会 議案第92号』

甲南情報交流センター等空調設備改修工事について、令和7年8月1日に執行した一般競争入札の結果、株式会社福本設備と220,000,000円で契約することについて、議決を求めるもの。

【原案のとおり可決】

(2) 契約の締結につき議決を求めるについて

『甲賀市議会 議案第94号』

信楽小学校改築（1期）工事（電気設備工事）について、令和7年8月21日に執行した一般競争入札の結果、株式会社テクノミツボシと297,000,000円で契約することについて議決を求めるもの。

【原案のとおり可決】

4. 一般質問

別紙1のとおり

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
3 12番 堀 郁子 議員	【一問一答】 《第1日》 (3/5)			
	3. 義務教育で話せる英語力	1. 甲賀市の英語教育の目指すところはいかがか。 2. 甲賀市も英語受験費用を補助しているが、結果はいかがか。 3. 茨城県境町の中学校の外国人英語講師数は一つの学校に対し、約3. 1人、甲賀市はいかがか。 4. 市として義務教育の間で話せる英語力がつくように取り組んではいかがか。	9-1 9-2 9-3 9-4	1. 教育部長 2. 教育部長 3. 教育部長 4. 教育長
4 4番 木村 真雄 議員	【1:一問一答】 《第1日》 (4/5)			
	1. 学校再編における今後の学校教育の方向性について	①. 小中連携と小中一貫教育との相違点をどのようにとらえているか。 ②. 予てより、小中連携事業が各校でなされてきたところであるが、具体的な取組はどのようなものか。また、その成果と課題は何か。 ③. そもそも本市において、小中一貫教育を取り入れようとする背景とねらいは何か。 ④. 小中一貫教育のメリットについて伺う。（学力面、指導面、評価面） ⑤. 小中一貫教育を行う学校は、A「義務教育学校」とB「小中一貫型小学校・中学校」に分けられる。さらに、Bは「併設型」「連携型」「施設一体型」があるが、本市ではどの形態を想定しているのか。 ⑥. 小学校と中学校との違い（児童生徒の発達段階に応じた教育活動が行われることから、指導体制や評価方法などの違い）を一貫教育の中でどのように整合性を図ろうと考えているか。 ⑦. 今後、小中一貫教育をすすめていく上でクリアしなければならない課題は何か。 ⑧. 市民、保護者に小中一貫教育を理解していただくことが重要である。今後どのように啓発していくか。 ⑨. 今後、小中一貫教育を通じて、本市の学校教育をどのように進めていくと考えているか、そのビジョンを伺う。	12-1 12-2 12-3 12-4 12-5 12-6 12-7 12-8 12-9	①教育部長 ②教育部長 ③教育部長 ④教育部長 ⑤教育部長 ⑥教育部長 ⑦教育部長 ⑧教育部長 ⑨教育長
5 6番 中島 裕介 議員	【一問一答】 《第1日》 (5/5)			
	2. 熱中症対策を市民全体の取組として	3. 学校・保育園での対応について ②. 熱中症アラート発動時の児童の下校や見守り隊のボランティアへの補助についてどのような取り組みをされているかを伺う。 ③. エアコン利用や換気との両立、校庭や園庭での日陰確保の取組状況について伺う。	16-7 16-8-1	3①②教育部長
8 18番 山岡 光広 議員	【分割】 《第2日》 (3/5)			
	3. 第二次甲賀市小中学校再編計画…特に特認校のよさをどう生かすのか。	①この間の甲賀市の特認校の取組について、教育委員会はどう評価しているのか。 ②特認校がこれまで展開してきた少人数のよさを生かした特色ある教育活動、多様な学びを継承するとあるが、少人数のよさはとは何か。少人数でなくなつた場合にその良さはどこで担保されるのか。多様な学びの継承とは何か、再編される学校の中でどう継承するのか。できるのか。 ③本市の教育的資産とまで評価した特認校を「きわめて小規模の学校を最優先に統合してもいいのか」が問われているのではないか。保護者や子どもたちに「選択する」という道は考えなかったのか。意見交換会の意見でも、子どもの人数が減少傾向にある中で、統合は一定やむなしという意見がある。そういう中でも、「特認校」を残し、選択するという考えを全く視野に入れなかつたのはなぜか。 ④学校再編することによって、問題点・課題が解決して、よりよい教育・楽しい学校づくりができるのかどうか、その方策がないまま「小規模だから学校再編にすすめます」というのは、コスト優先だけしか考えていないのではないか。 ⑤学校規模について、この機会に改めて問う。「適正規模」という考え方ではないとの認識でいいか。文科省においても「適正規模」の定義は持ち合わせていない。教育委員会として、適正規模についての基本的認識を問う。 ⑥意見交換会では再編した場合の課題も提起された。絞って三点について伺う。 (1)通学の保障。再編することによって長距離通学を余儀なくされることになる。義務教育である以上、教育を受ける権利を保障する立場から通学保障は行政の責任で担うべきではないか。その基本について問う。再編する場合はスクールバスなどを考えているのか。既存のコミバスなどを利用することが物理的に困難な地域もある。 (3)再編審議会でも仮に学校が統廃合された場合、「地域学校」として残すことが提起されている。この点について、「計画」のなかに盛り込むべきではないか。	23-1 23-2 23-4	①②③④教育長 ⑤⑥①教育部長 ⑥③教育部長
	4. 市役所女性トイレに生理用品を…第二弾	①各校の実情に応じて柔軟に対応しているとの6月議会の答弁であったが、すべての学校のトイレに設置するべきではないか。	24-1	①教育部長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
9 15番 西村 慧 議員	【一問一答】 《第2日》 (4/5)			
3. 通学時間帯における安全確保の徹底について	①こどもを守る「スクールゾーン」の考え方。		27-1	①教育部長
4. 「見るスポーツ」の魅力と可能性について	①「見るスポーツ」の効果に関する所見は。 ③本市における「見るスポーツ」の実施状況は。 ④「見るスポーツ」を最大限に活かす環境整備の取り組みを。		28-1 28-4 28-5	①市長 ③. 教育委員会事務局理事 ④. 教育委員会事務局理事
11 7番 出口 雅之 議員	【2:分割】 《第3日》 (1/5)			
2. 国スポ・障スポのレガシーを生かす取組みについて	2. 甲賀市民スタジアムはわたSHIGA輝く国スポ・障スポの競技会場として使用される。硬式野球について練習では使用できるのになぜ硬式野球の大会などは開かれないのであるか。運営上の障壁があるのか。 3. 子どもや学生に対するスポーツ施策は一定の成果を挙げていると思うが、大人世代、特に働き盛り世代や高齢者を含む幅広い年齢層に対するスポーツ振興はどのようなことをされているか。大人スポーツについて現状と課題をどう思うか。 4. 甲賀市出身のトップアスリートは多数おられ、野球選手・サッカー選手など多競技にわたる。今後もスポーツ先進地を目指し、国スポ・障スポのレガシーを受け継ぐためにはどのような取り組みを目指すべきか。		35-2	2, 3, 4 教育委員会事務局理事
13 21番 戎脇 浩 議員	【1:分割】 《第3日》 (3/5)			
1. 小学生下校時の熱中症対策を	1. 一学期末の調査結果、現状把握、新たにとった熱中症対策について伺う。 2. 保護者、学校ともどもに、対策の必要性があると考えるが、見解を伺う。 3. 暑熱順化リセットという言葉も出てきた。9月、早急に対応可能なこととして、水分の提供を行うべきではないか。		37-1 37-2 37-3	1. 教育部長 2. 教育長 3. 教育部長
14 2番 福井 進 議員	【分割】 《第3日》 (4/5)			
1. 甲賀市小中学校再編計画（基本計画）について	第2次基本計画（素案）を元にして、以下の質問をする。 ①. 実施計画は、基本計画に基づき保護者等の意見を反映した計画を策定するとある。実施計画の策定のスケジュールと存続という意見等について、伺う。 ②. 学校再編準備委員会とは、どのような構成（メンバー）を考えているのか。 ③. 学校再編の方向性について 1. 信楽中学校の再編について モデル校として位置づけ（雲井小学校） 2. 甲南中学校区について 第三小の再編と、第二小の再編について 3. 土山・甲賀中学校区の「小中一貫校」について 「義務教育学校との関係」 ④. 特認校について 移住者・不登校対策等への配慮 ⑤. 学校選択制について 新たな特認校（雲井・佐山・大野小）、通学距離等の条件 ⑥. 学校再編の対する市長の思い		40-1 40-2 40-3	①②③教育部長 ④⑤教育長 ⑥市長
15 24番 橋本 律子 議員	【1:一問一答】 《第3日》 (5/5)			
1. 部活地域移行の体制づくりについて	①協議会・学校・地域間の調整の進捗状況は。 ②段階的の移行と聞いているが、移行の計画における課題と見直しなどは。 ③人材育成・人材発掘・人材派遣についての現状と今後 ④部活動の現状と係る教員の負担軽減の考えは。 ⑤移行による環境整備や経費等の今後。		43-1 43-2 43-3 43-4 43-5	①教育部長 ②教育部長 ③教育部長 ④教育長 ⑤教育部長
17 3番 西山 実 議員	【分割】 《第4日》 (2/5)			
1. 水口城址お堀周りの巨木の伐採を含めた抜本的な管理を	①. 市の管理として、堀の外側の法面は、年2回、草刈りや支障木の伐採を、石垣に繁茂（はんも）する蔓草（つるくさ）の除去を年1回実施いただいているが間に合っていない。冬場の内に計画的な伐採が必要ではないか伺う。 また、堀の土砂も50年以上浚渫されず、堆積が進んでいる。特に南西部の堆積がひどいため、早期に浚渫できないか伺います。 ②. 堀の内側は滋賀県の管理につき、甲賀市から滋賀県に対して景観を大きく損ねていることについて、順次伐採・撤去を粘り強く働きかけるべきではいか伺う。		48	教育委員会事務局理事

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
	2. 小中一貫校の推進問題について	<p>①. 甲賀市が目指す「小中一貫教育の推進」とは何か、義務教育校をめざすのか、小中一貫型学校をめざすのか、それぞれが独立して小中の連携を強めるのか伺う。</p> <p>②. 小中一貫校設置の理由とされる「中1ギャップ」は、適切ではない研究結果があり、前提となっている事実認識（いじめ・不登校の急増）も客観的事実とは言い切れないと書かれている。このことについての認識を伺う。</p> <p>③. 小中一貫教育の課題（デメリット）として、小学校高学年のリーダー性・主体性の育成、教職員の負担感・多忙感、施設分離型における合同授業や交流活動の効率化などが示されています。また、「エリート校化、格差や序列化が進むのではないか、中学校の抑圧性、競争性が小学校に広がり、かえって問題が深刻化するのではないか」、など多くの懸念が出されている。</p> <p>これらのデメリットに対する対策を明らかにすべきではないか伺う。</p> <p>④. 5・6年生から教科担任制を取り入れることで、小学生の発達段階における担任教師を中心とした学級集団づくりによる生活指導ができず、「荒れ」など子供たちに影響が出ているといった点も指摘されている。この点についてどうお考えか伺う。</p> <p>⑤. 今後、どのように合意形成をはかるのか伺う。</p>	49	教育長
18 5番 北田 麗子 議員	【一問一答】 《第4日》 (3/5)			
1. 子どもが生まれるまでの支援について	7. 教育の中でプレコンセプションケアを取り入れと行くことについて ①義務教育の中での性教育やキャリアデザイン等、現状の教育内容は。 ②プレコンセプションケアが子どもたちに与える影響について	53-8 53-9	7①. 教育部長 7②. 教育長	
20 17番 橋本 恒典 議員	【2:一問一答】 《第4日》 (5/5)			
2. 市の電気使用料について	(3)学校における電気料金とデマンド制御について ①学校における電気料金とデマンド制御について現状を伺う。 ②中学校では昨年度、体育館にエアコン設置されたがその影響について伺う。	57-4 57-5	(3)①教育部長 (3)②教育部長	

議案第 67 号

甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 10 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱

甲賀市特認校制度実施要綱（平成24年甲賀市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>(特認校就学申請)</p> <p>第7条 特認校就学の手続きは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特認校就学をしようとする場合は、希望する特認校の学校見学及び校長との懇談を経た後、教育委員会に特認校就学申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）<u>に教育委員会が必要と認める書類を添えて提出するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この告示は、令和7年11月1日から施行する。</u></p>	<p>(特認校就学申請)</p> <p>第7条 特認校就学の手続きは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特認校就学をしようとする場合は、希望する特認校の学校見学及び校長との懇談を経た後、教育委員会に特認校就学申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）<u>を提出</u> <u>するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>

議案第 68 号

令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の策定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 10 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に
関する報告書の策定について

令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告
書を別紙により策定することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭
和 31 年法律第 162 号) 第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の議決を求
める。

(案)

**令和7年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(令和6年度実施事業対象)**

令和7年10月

甲賀市教育委員会

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3~9
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	10
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	10~11
3. 点検・評価の対象となる事業	11
4. 点検・評価の視点	11
5. 評価基準	12
■ おわりに	12
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、令和6年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

令和7年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局担当理事または担当次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリングの結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和7年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
学校教育課	① 特別支援事業	A	A	A
	② 小中連携事業	B	B	B
	③ スペシャルサポートルーム（S S R）設置事業	A	A	A
	④ ふるさと甲賀地域学習推進事業（小学校）	A	B	A
社会教育スポーツ課	⑤ 社会教育コーディネーター設置事業 (生涯学習推進事業)	A	B	B
歴史文化財課	⑥ 紫香楽宮跡史跡整備事業	B	B	B
保育幼稚園課	⑦ 保育士研修事業	B	B	B

3. 事業別検証結果

次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和7年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和6年度実施事業）

事業名	特別支援事業													
担当課室名	教育委員会事務局 学校教育課		執行方法											
総合計画	コード	名称	予算科目	コード	名称									
	会計	01		一般会計										
	款	10		教育費										
	項	01		教育総務費										
	目	03		教育振興費										
	大事業	03		教育支援事業										
	中事業	03		特別支援事業										
	小事業	01	特別支援事業											
	教育振興基本計画	コード	名称	財源内訳	令和 年度	予算額	決算額							
教育分野		B	学校教育・青少年の健全育成		総計	9,321	8,304							
教育施策の柱（大区分）		(3)	青少年の健全育成		国庫支出金	2,003	1,787							
教育施策（中区分）		①	一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実		県費支出金	2,987	1,433							
法令等根拠	甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱													
個別計画等														
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な小中学校に在籍の児童生徒に対して、身体機能の維持又は健康保持のために必要不可欠な看護等の行為を医師の指示の範囲で実施する。 就学にかかる当該児童生徒の障害の種類と程度について調査や審議を行い、今後の教育的支援の在り方や望ましい就学先等を明らかにして甲賀市教育委員会にその審議結果を答申する。 													
事業の目的等	<p>(1) 対象・・・・誰に(何に) 小中学生</p> <p>(2) 活動内容・・・・どのようなことを行うのか</p> <table border="1"> <tr> <td>行動計画</td> <td>実績</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な小中学校に在籍する児童生徒に対して、身体機能の維持又は健康保持のために必要不可欠な看護等の行為を医師の指示の範囲で実施する。 各課、関係機関や保幼小中と連携し、就学指導を行うとともに専門家チーム会議等で特別支援教育の推進を図る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師を配置することで、安心安全に学校生活を送る環境を整えることができた。 教育支援委員会では、多くの事例を教育的ニーズに応じて丁寧に審議できた。 </td> </tr> </table> <p>(3) 期待できる効果・成果・・・・成果目標・期待する成果</p> <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>実績値</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支援ニーズの異なる児童生徒への支援を実現するため、必要な学校に対し、学校看護師、合理的な配慮コーディネーターを配置する。（学校看護師3名、特別支援学級支援員3名） 教育支援委員会では、事例に応じて専門部会で協議を行うことで、学びの場について慎重に検討する。（就学前支援専門部会・学齢期支援専門部会） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療ケアの必要な児童生徒に対して、体調や状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、学校看護師、合理的な配慮コーディネーターを配置した。（学校看護師3名、特別支援学級支援員3名） 各専門部会にて、多くの事例を教育的ニーズに応じて丁寧に審議できた。（就学前支援専門部会事例287事例・学齢期支援専門部会227事例） </td> </tr> </table>						行動計画	実績	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な小中学校に在籍する児童生徒に対して、身体機能の維持又は健康保持のために必要不可欠な看護等の行為を医師の指示の範囲で実施する。 各課、関係機関や保幼小中と連携し、就学指導を行うとともに専門家チーム会議等で特別支援教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師を配置することで、安心安全に学校生活を送る環境を整えることができた。 教育支援委員会では、多くの事例を教育的ニーズに応じて丁寧に審議できた。 	目標値	実績値	<ul style="list-style-type: none"> 支援ニーズの異なる児童生徒への支援を実現するため、必要な学校に対し、学校看護師、合理的な配慮コーディネーターを配置する。（学校看護師3名、特別支援学級支援員3名） 教育支援委員会では、事例に応じて専門部会で協議を行うことで、学びの場について慎重に検討する。（就学前支援専門部会・学齢期支援専門部会） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療ケアの必要な児童生徒に対して、体調や状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、学校看護師、合理的な配慮コーディネーターを配置した。（学校看護師3名、特別支援学級支援員3名） 各専門部会にて、多くの事例を教育的ニーズに応じて丁寧に審議できた。（就学前支援専門部会事例287事例・学齢期支援専門部会227事例）
	行動計画	実績												
	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な小中学校に在籍する児童生徒に対して、身体機能の維持又は健康保持のために必要不可欠な看護等の行為を医師の指示の範囲で実施する。 各課、関係機関や保幼小中と連携し、就学指導を行うとともに専門家チーム会議等で特別支援教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師を配置することで、安心安全に学校生活を送る環境を整えることができた。 教育支援委員会では、多くの事例を教育的ニーズに応じて丁寧に審議できた。 												
	目標値	実績値												
	<ul style="list-style-type: none"> 支援ニーズの異なる児童生徒への支援を実現するため、必要な学校に対し、学校看護師、合理的な配慮コーディネーターを配置する。（学校看護師3名、特別支援学級支援員3名） 教育支援委員会では、事例に応じて専門部会で協議を行うことで、学びの場について慎重に検討する。（就学前支援専門部会・学齢期支援専門部会） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療ケアの必要な児童生徒に対して、体調や状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、学校看護師、合理的な配慮コーディネーターを配置した。（学校看護師3名、特別支援学級支援員3名） 各専門部会にて、多くの事例を教育的ニーズに応じて丁寧に審議できた。（就学前支援専門部会事例287事例・学齢期支援専門部会227事例） 												
	担当課評価	評価欄	評価の理由											
		A	事業は予定通りに実施できている。医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に看護師を配置することで、安心して学べる体制づくりができた。教育支援委員会においては、過去最多の検討事例があったが、事例に応じて専門部会で協議を行い、学びの場について慎重に検討することができた。											
	事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）			事業の方向性	項目	判断	評価理由						
		評価	評価理由			事業規模	拡充	学校で医療的ケアを実施するため、国及び県において看護師等の学校への配置に係る経費の補助を得ているが、令和6年度より県費の「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金（医療的ケアのための看護職員配置事業）交付要件について、学校教育法施行令第22条3に規定する特別支援学校への就学要件を満たすことが加えられ、市の負担額が増加している。今後も継続的に学校にて安全な医療的ケアを実施するため補助金対象要件の拡充を要望する。						
必要性		適切	令和6年度より県費の「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金（医療的ケアのための看護職員配置事業）交付要件について、学校教育法施行令第22条3に規定する特別支援学校への就学要件を満たすことが加えられ、市の負担額が増加している。											
有効性		適切	事業は予定通りに実施できている。支援が必要な児童生徒は増加しているが、それぞれの教育的ニーズに対応できた。											
効率性	適切	教育支援委員会においては、多くの検討事例があつたが、事例に応じて専門部会で協議を行い、学びの場について慎重に検討することができた。		手法改善	維持	インクルーシブ教育支援システムの推進を図り、地域で学ぶ体制を整えるためには、ニーズの異なる児童生徒への支援を実現できる学校看護師と合理的な配慮コーディネーターの時間数の増加が必要。								
<p>●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止</p>														
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切														

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
A	<p>医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師や合理的な配慮コーディネーターを配置する予算を確保し、安心安全な学校生活を送ることが出来る環境を整えており評価できる。児童生徒個々の健康面等の状況を十分把握し、引き続き予算確保に努めていただくとともに、児童生徒の発達状態に応じて、将来に向けて自立できる支援も併せてお願いしたい。</p> <p>また、県の補助金の一部で交付要件が厳しくなったとあるが、児童生徒が安心安全に学校生活を送ることが出来るように、要件緩和とともに支援割合の拡充を要望していただきたい。</p> <p>教育支援委員会では、各課、関係機関や保幼小中と連携を密に図り、丁寧な聞き取りと観察によって個に応じた学びの場が提供できている。</p>

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
A	<p>看護師や合理的な配慮コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な児童生徒が安心安全な学校生活を送れる環境を整えたこと、また、検討事例が過去最多であった中においても、インクルーシブ教育の観点を踏まえ、様々な教育的ニーズに対応するため、教育支援委員会において、関係機関や保育園、幼稚園、小学校、中学校間で密に連携し、事例に応じて各専門部会で丁寧に審議され、児童生徒の状況に応じた適切な学びの場を提供したことは、高く評価できる。</p> <p>一方で、教育支援委員会への諮問件数が増えてきていることから、今まで以上に現場での正確な見取りや保護者への丁寧な説明が望まれる。また、児童生徒一人ひとり異なる様々な事情に対応するため合理的な配慮コーディネーターの位置付けをより明確にすることや、保護者の思いと地域や市民のニーズへの対応について、さらには施設や設備の最適化について、一層の充実を図るために日々検討を重ねられたい。このため、厳しくなった県補助金の交付要件緩和の要望活動を含め財源確保に努めることで、児童・生徒が分け隔てなく受け入れられ、共に生きられる学校となるよう、本事業のさらなる向上が望まれる。</p>

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的な方策）等について	
	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に看護師を配置することで、安心して学べる体制を構築できたことや、教育支援委員会の過去最多の事例検討においても、各専門部会での慎重かつ丁寧な学びの場の検討を行うことができたことについて、事業の必要性や有効性が年々高まっていることを実感している。</p> <p>今後は、児童生徒がより安心安全に学校生活を送ることが出来るよう、県の補助金について要件緩和や支援割合の拡充を要望していただきたい。また、教育支援委員会への諮問件数増加に対応するため、専門部会の日程を前年度に決定して告知するなど、より計画的な委員会の運営を目指していく。さらに合理的な配慮コーディネーターの研修を開催するなど、その位置付けをより明確化することや、施設や設備の最適化について、地域や市民のニーズに対応するための事業について検討していただきたい。</p>

教育委員会点検・評価（1次評価）	
評価	評価理由
事業の評価	<p>令和6年度より県費の「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金（医療的ケアのための看護職員配置事業）交付要件について、学校教育法施行令第22条3に規定する特別支援学校への就学要件を満たすことが加えられ、市の負担額が増加している。</p> <p>事業は予定通りに実施できている。</p> <p>支援が必要な児童生徒は増加しているが、それぞれの教育的ニーズに対応できた。</p> <p>教育支援委員会においては、多くの検討事例があつたが、事例に応じて専門部会で協議を行い、学びの場について慎重に検討することができた。</p>
	<p>学校で医療的ケアを実施するため、国及び県において看護師等の学校への配置に係る経費の補助を得ているが、令和6年度より県費の「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金（医療的ケアのための看護職員配置事業）交付要件について、学校教育法施行令第22条3に規定する特別支援学校への就学要件を満たすことが加えられ、市の負担額が増加している。</p>
	<p>インクルーシブ教育支援システムの推進を図り、地域で学ぶ体制を整えるためには、ニーズの異なる児童生徒への支援を実現できる学校看護師と合理的な配慮コーディネーターの時間数の増加が必要。</p>
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止

令和7年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和6年度実施事業）

事業名	小中連携事業														
担当課室名	教育委員会事務局 学校教育課		執行方法												
総合計画	コード	名称	予算科目	コード	名称										
	分野	18		学校教育・青少年	会計	01	一般会計								
					款	10	教育費								
	施策	1		学校教育の充実	項	01	教育総務費								
					目	03	教育振興費								
					大事業	03	教育支援事業								
					中事業	06	小中連携事業								
小事業			01		小中連携事業										
教育振興基本計画	コード	名称	財源内訳	令和6年度	予算額	決算額									
	教育分野	B		学校教育・青少年の健全育成	総計	3,842	3,153								
					国庫支出金										
					県費支出金										
教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実	地方債												
			その他特定財源												
教育施策（中区分）	⑥	小中連携・一貫教育の推進	一般財源	3,842	3,153										
法令等根拠															
個別計画等															
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた特色ある学校づくりの推進。 ・義務教育9年間を通して「児童生徒の学び」と「指導や支援」を円滑に接続させ、子どもたちの学ぶ力の向上や居場所づくりに努める。 ・学びの連続性、学習規律の維持や家庭学習のあり方などの指導の継続性を踏まえた、小中一貫教育の推進。 														
	<p>(1) 対象・・・・誰に（何に）</p> <p>小学生 中学生 教職員</p> <p>(2) 活動内容・・・・どのようなことを行うのか</p> <table border="1"> <tr> <td>行動計画</td> <td>実績</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全小中学校でQU調査を実施し、児童生徒の状態を把握する。 ○全国学力・学習状況調査や甲賀市版学力調査およびQU調査の結果を分析し、各中学校区の状況や課題を検証する。 ○校種間の教職員の交流を進め、相互理解を深める。 ○中学校への体験入学等の事業を支援する。 ○小規模校で行う複数校の児童による合同交流授業を支援する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○小中連携・一貫教育推進会議の開催（年2回） ○QU調査の実施（市内小学5年生、6年生、中学1年生） ○全国学力学習状況調査の結果分析 ○中学校への体験入学の実施 ○中学校教師派遣事業および校種間交流の実施 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 期待できる効果・成果・・・・成果目標・期待する成果</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>実績値</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全国学力・学習状況調査（質問紙）「国語、算数・数学の授業の内容がわかりますか」80%以上 ○QU調査「学級生活満足群」80%以上 ○体験入学児童用アンケート「入学に対する不安は和らぎましたか」：全中学校区90%以上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○「国語、算数・数学の授業の内容がわかりますか」78.65% ○QU調査「学級生活満足群」60.53% ○体験入学児童用アンケート「入学に対する不安は和らぎましたか」：全中学校区90%以上 </td> </tr> </table>						行動計画	実績	<ul style="list-style-type: none"> ○全小中学校でQU調査を実施し、児童生徒の状態を把握する。 ○全国学力・学習状況調査や甲賀市版学力調査およびQU調査の結果を分析し、各中学校区の状況や課題を検証する。 ○校種間の教職員の交流を進め、相互理解を深める。 ○中学校への体験入学等の事業を支援する。 ○小規模校で行う複数校の児童による合同交流授業を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連携・一貫教育推進会議の開催（年2回） ○QU調査の実施（市内小学5年生、6年生、中学1年生） ○全国学力学習状況調査の結果分析 ○中学校への体験入学の実施 ○中学校教師派遣事業および校種間交流の実施 	(3) 期待できる効果・成果・・・・成果目標・期待する成果		目標値	実績値	<ul style="list-style-type: none"> ○全国学力・学習状況調査（質問紙）「国語、算数・数学の授業の内容がわかりますか」80%以上 ○QU調査「学級生活満足群」80%以上 ○体験入学児童用アンケート「入学に対する不安は和らぎましたか」：全中学校区90%以上
行動計画	実績														
<ul style="list-style-type: none"> ○全小中学校でQU調査を実施し、児童生徒の状態を把握する。 ○全国学力・学習状況調査や甲賀市版学力調査およびQU調査の結果を分析し、各中学校区の状況や課題を検証する。 ○校種間の教職員の交流を進め、相互理解を深める。 ○中学校への体験入学等の事業を支援する。 ○小規模校で行う複数校の児童による合同交流授業を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連携・一貫教育推進会議の開催（年2回） ○QU調査の実施（市内小学5年生、6年生、中学1年生） ○全国学力学習状況調査の結果分析 ○中学校への体験入学の実施 ○中学校教師派遣事業および校種間交流の実施 														
(3) 期待できる効果・成果・・・・成果目標・期待する成果															
目標値	実績値														
<ul style="list-style-type: none"> ○全国学力・学習状況調査（質問紙）「国語、算数・数学の授業の内容がわかりますか」80%以上 ○QU調査「学級生活満足群」80%以上 ○体験入学児童用アンケート「入学に対する不安は和らぎましたか」：全中学校区90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○「国語、算数・数学の授業の内容がわかりますか」78.65% ○QU調査「学級生活満足群」60.53% ○体験入学児童用アンケート「入学に対する不安は和らぎましたか」：全中学校区90%以上 														
事業の目的等	評価欄	評価の理由													
	B	推進会議において進捗状況や成果と課題を確認し合い、取り組みの充実を図った。あわせて全国学力学習状況調査や甲賀市版学力調査、QU調査の結果データを分析し、次年度の各中学校区の取り組みの重点を検討した。また、各中学校区で小学6年生の中学校への体験入学を実施し、子どもたちがスムーズに進学できる環境づくりができた。今後も小中9年間を見据えた学校教育となるよう、継続した取り組みが必要。													
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）			事業の方向性	項目	判断	評価理由								
	評価	評価理由	事業規模		拡充	第二次甲賀市小中学校再編計画に関する答申に、小中一貫教育の充実が盛り込まれ、今後さらに本事業の重要性が高まっている。現状の事業に加え教育研究所や教育研究会とも連携し、小中一貫教育を見据えた教育課程の編成にも取り組んでいく。									
	必要性	適切				これまでの中学校区単位の活動をより充実させ、市内全ての中学校区で小中一貫教育を推進していく。そのためによりきめ細やかに各中学校の状況を把握し、適切に情報提供をしていく。									
	有効性	適切	中学校区で各種調査等の検証を行うことにより、小中で継続した指導を行うことができる。また、体験入学や教師間交流により、子どもたちもスムーズに進学することができる。		手法改善	維持	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
効率性	適切	各中学校区で昨年度の「実績報告書」を基に「事業計画書」を作成し、見通しをもって事業を進めていく。「学級づくり」についてはまだ課題も残っているので、各種調査等の検証方法や活用方法の検証を進める必要がある。													
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切															

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	<p>小学5、6年生、中学1年生で実施しているQUテストは、児童生徒の学級での状況を把握し、よりよい学級づくりや人間関係づくりに効果的な活用ができる。また、小中連携・小中一貫教育推進会議や夏季に行われる各ブロックでの小中学校研修会では、QUテストや全国学力・学習状況調査、甲賀市版学力調査の結果から、ブロックでの課題を明確化、共有化して、取り組み重点を検討し、ブロックごとに小中連携の推進が図られていることは評価できる。</p> <p>アンケートの3項目をみると、中学校体験入学により小中の円滑な接続はできているものの、学習に関することや人間関係づくりが課題となっている。引き続き、現在取り組んでいることを継続しながらも、小中学校の教員が協働し、授業研究を通じた教職員の授業力向上や学びの質が高まり、探究的な学びを取り入れたカリキュラム編成など、9年間の学びを通したさらなる小中連携・一貫教育の推進を期待したい。</p>

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
B	<p>継続してQUテストを実施し、小学校での集団の課題を中学校に引き継いで、支援に活かしている点やブロック単位での教員の小中連携研修会等の機会を設け、重点とする取り組みを検討し、実践している点は評価できる。また、中学校体験入学児童用アンケートにおける「入学に対する不安は和らぎましたか」との問い合わせに対し、全中学校区の90%以上の児童が肯定的な回答をしたことは、「中1ギャップ」の緩和や小中の円滑な接続を目的に行った中学校への体験入学や小中交流、教員の交流などの取り組みによるものとして評価できる。また、これらの取り組みによって、小学生の中学校への進学に対する不安が軽減され、スムーズに進学できることについても評価できる。</p> <p>一方で、全国学力・学習状況調査における学習の理解度やQUテストにおける「学習生活満足群」においては実績値が目標値を下回っていることから、各中学校の教員同士が更に交流を深めつつ、各中学校の教科主任会等で共に系統的な授業実践を行い、協働して授業研究を進めるなど学力向上に向けた連携の更なる充実を図られたい。また、小学校から中学校に進学して学校のスケジュールや一日の流れが変わるなど、子ども達が、今後の生活で経験する様々な「ギャップ」を自分で克服できる力を身につけられるような教育を展開されることも併せて期待する。</p>

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的な方策）等について	
	<p>次年度もQU調査を引き続き実施し、全国学力学習状況調査や甲賀市版学力調査などのデータとともに経年変化を軸に検証していき、その結果を踏まえ、各中学校区の成果や課題に応じて具体的な目標や手立てを設定して研修会や授業研究会を計画し、全教職員共通理解のものと日々の教育活動に取り組めるようにする。また、中学校への体験入学や教職員の校種間交流などの取り組みも継続し、子どもたちへのアンケートや教職員の振り返りなどから内容を精査し、より子どもたちのニーズに合った活動へと発展させて、小中のスムーズな接続を図っていきたい。</p> <p>さらに、市内すべての中学校区で小中一貫教育を推進していくにあたり、教育委員会として各機関と連携しながら、適切に情報の収集と提供を行っていきたい。また、各中学校区において小中一貫教育の推進体制を確立し、管理職と小中連携担当や各教科主任などが連携し、各中学校区独自の地域学を核とした総合的な学習の時間のカリキュラムを編成する。あわせて、教育課程全般についても議論を進め、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の充実を図っていきたい。</p>

令和7年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和6年度実施事業）

事業名	スペシャルサポートルーム（SSR）設置事業								
担当課室名	学校教育課		執行方法						
総合計画	コード	名称	予算科目	コード	名称				
	会計	O 1		一般会計					
	款	1 0		教育費					
	項	0 1		教育総務費					
	目	0 3		教育振興費					
	大事業	0 5		学びの多様化推進事業					
	中事業	0 2		スペシャルサポートルーム（SSR）設置事業					
	小事業	0 1		スペシャルサポートルーム（SSR）設置事業					
	コード	名称		令和6年度	予算額	決算額			
	教育分野	B		総計	16,943	12,557			
教育振興基本計画	教育施策の柱（大区分）	(1)	財源内訳	国庫支出金		313			
	教育施策（中区分）	(3)		県費支出金	7,350	5,688			
		いじめ・不登校対策への取組強化		地方債					
				その他特定財源					
				一般財源	9,593	6,556			
法令等根拠									
個別計画等									
事業概要	市内全小学校にSSRを設置し、学校の実情に応じて必要な人数のスクーリングケアサポーターを配置することで、教室に入りづらい児童が落ち着いた空間で自分に合ったペースで学習や生活ができる環境を整備し、不登校の未然防止を図る。								
事業の目的等	(1) 対象・・・・誰に（何に） 小学生(不登校や別室登校の児童)								
	(2) 活動内容・・・・どのようなことを行うのか 行動計画								
	不登校、別室登校の児童に対して、学校・教室復帰、学習面の支援を行う。			実績 市内全小学校にSSR設置。 19校においてスクーリングケアサポーターを51名派遣し、対応を行った。					
	(3) 期待できる効果・成果・・・・成果目標・期待する成果 目標値								
	・不登校傾向のある児童の学校復帰に向けた改善 ・別室で学習等を行っている児童の教室復帰			実績値 集団不適応の児童と個別に関わることにより、学習に参加したり、集団の中で生活したりすることができた。令和6年度SSRを利用した、市内児童95名のうち86%の児童が教室へ行けるようになったや以前より明るくなった等の改善が見られている。また、SSRの利用ではないが、集団不適応を起こしそうな児童227名にも教室で寄り添った早期対応を行うことができた。					
	評価欄		評価の理由						
	A		児童の特性や実態に合わせて、思いに寄り添い、個別支援も含めた対応を行うとともに、周りの児童への理解についても働きかけた。合わせて、学習支援も行うことにより、集団復帰や学習への参加等多くの改善がみられた。						
	評価欄		評価の理由						
	A		児童の特性や実態に合わせて、思いに寄り添い、個別支援も含めた対応を行うとともに、周りの児童への理解についても働きかけた。合わせて、学習支援も行うことにより、集団復帰や学習への参加等多くの改善がみられた。						
	評価欄		評価の理由						
事業の評価	評価欄		評価の理由						
	A		児童の特性や実態に合わせて、思いに寄り添い、個別支援も含めた対応を行うとともに、周りの児童への理解についても働きかけた。合わせて、学習支援も行うことにより、集団復帰や学習への参加等多くの改善がみられた。						

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由 全小学校にスペシャルサポートルーム（以下、SSR）を設置し、スクーリングケアサポーター（以下、SKS）を配置することは、明日もKOKA（行こうか）プラン2025のI（居場所がある）が示す通り、教室に入りにくい児童に個々に関わることができ、86%の児童が教室復帰や改善傾向が見られたことは評価できる。改善傾向が見られた等で行った支援の検証を通して支援体制のモデルを示し、全体で共有を行ったうえで、不登校の未然防止に努めてほしい。 また、SSRを利用する児童の様子を丁寧に記録し、担任、学校全体で共有するとともに、児童のがんばりを適切に評価し、児童や保護者に丁寧に説明することもお願いしたい。 SSRの利用が高まる中、SKSの人員確保が厳しい状況ではあるが、教員免許を取得している人材を登用してさらなる支援の質の向上と配置人数、時間数の増大を考えもらいたい。

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由 不登校の未然防止対策として、各小学校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置し多様な学びを推進する体制を整え、19校にスクーリングケアサポーター51名を派遣し、多くの児童に関わったことで「話ができる」「話を聞いてもらえる」という児童の「心の居場所」ができたことやSSRを利用する児童の86%が教室復帰をしたこと、中学校に進学して不登校になる大きな要因の一つである学力不足の問題に対しSSRで支援を充実させていること、併せて集団不適応の傾向が見受けられる児童にも早期に対応していることは、高く評価できる。 一方で、学校復帰のみにとらわれることなく、児童の社会的自立を目指して、その特性に応じた学びの多様性を認めることに重点を置くことにも配慮しつつ、より一層児童一人ひとりに寄り添った丁寧な対応が必要であるため、スクーリングケアサポーターの確保とスキルの向上に努められたい。併せて、本事業の更なる充実を図るには、担任とスクーリングケアサポーターとの連携を深め、ケース会議を経た上で支援を進めていく必要があり、これを行う時間の確保やスクーリングケアサポーターのスキルの向上に取組み、SSRが児童にとってより心地のよい居場所となることを期待する。さらには、かつて教職についていた方や教育現場で子供に寄り添う経験がある方がスクーリングケアサポーターとして採用されることを期待する。 また、家庭から出られない子ども達への支援や家庭環境改善に向けたアウトリーチ型の家庭支援を実施する他部局との連携の充実が望まれる。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的な方策）等について	
評価	評価理由 全小学校にスペシャルサポートルーム（以下、SSR）を設置し、スクーリングケアサポーター（以下、SCS）を配置することにより、教室に入りにくい児童に個々に寄り添い関わることで多くの児童が教室復帰や改善傾向が見られたことは大きな成果であり、併せてSSRを利用するまでには至っていないが集団不適応の傾向が見受けられる児童にもSCSが早期に対応できていることは不登校の未然防止につながっていることから、引き続き取組を進めていく。 今後も、児童一人ひとりの状況に寄り添った丁寧な対応ができるように、SCSの人員確保とスキルの向上、また、担任との連携を密にした支援が行えるような情報共有の時間の確保等に努め、SSRが児童にとってより心地のよい居場所となるように本事業を進めていく。あわせて、家庭から出れない児童への支援については、個の状況に応じた支援ができるようには他部局と連携しながら取り組んでいきたい。

評価	評価理由
評価	評価理由

評価	評価理由
評価	評価理由

令和7年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和6年度実施事業）

事業名	ふるさと甲賀地域学習推進事業（小学校）（H29まで中事業特色ある学校づくり推進事業（小学校））														
担当課室名	教育委員会事務局 学校教育課		執行方法												
総合計画	コード 分野 施策	名称 18 学校教育・青少年 1 学校教育の充実	予算科目 会計 款 項 目 大事業 中事業 小事業	コード 01 10 02 02 01 07 01	名称 一般会計 教育費 小学校費 教育振興費 小学校教育振興事業 特色ある学校づくり事業 ふるさと甲賀地域学習推進事業（小学校）										
教育振興基本計画	コード 教育分野 教育施策の柱（大区分） 教育施策（中区分）	名称 B (1) 学校教育・青少年の健全育成 学校教育の充実 ⑦ 地域学の推進と特色ある学校づくり	財源内訳 令和 年度 総計 国庫支出金 県費支出金 地方債 その他特定財源 一般財源	予算額 1,527	決算額 1,222										
法令等根拠															
個別計画等															
事業概要	<p>各小学校が、お茶や陶器、ケンケト踊りなど甲賀市の特色や伝統の中から、学校独自の事業を展開し、「確かな学力」「豊かな心身」としての心身と郷土の誇りを育むことを目指し、生きる力、甲賀市への郷土愛の育成を図る。</p> <p>※各小学校がつくる事業計画書に基づき、当初予算編成時、毎年度学校にヒアリングし精査している。</p> <p>※令和3年度から、小学校が地域の特色や伝統に基づき、甲賀に特化した事業のみに精査・・・小学校18校 令和4年度・・・小学校18校 令和5年度・・・小学校17校 令和6年度・・・小学校18校</p>														
事業の目的等	<p>(1) 対象・・・・誰に（何に） 小学生</p> <p>(2) 活動内容・・・・どのようなことを行うのか 行動計画 実績 特色や伝統に基づいて、陶器の学習やホランティア活動、地元の川の学習等、学校独自の様々な事業を展開し、「確かな学力」「豊かな心身」としての心身と郷土の誇りを育むことを目指し、生きる力の育成を図る。</p> <p>(3) 期待できる効果・成果・・・・成果目標・期待する成果 目標値 実績値 各小学校が特色や伝統に基づいて、お茶、陶器、ケンケト踊りなど甲賀市の特色や伝統の中から、学校独自の事業を展開することで、生きる力、甲賀市への郷土愛を育むことができる。 全国学力・学習状況調査 儿童生徒質問紙 「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」 小学校・中学校ともに70%以上</p>														
担当課評価	評価欄 A	評価の理由 各校、教育目標の達成に向けて実態や地域性、特色を生かし、甲賀市に特化した事業等について工夫しながら学習を行うことができた。													
事業の評価	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">教育委員会点検・評価（1次評価）</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>評価理由</td> </tr> <tr> <td>必要性 適切</td> <td>地域学習は、様々な教科・領域における内容や方法をも含んだ発展性のある学習であるため、「確かな学力」「豊かな心身」としての心身と郷土の誇りを育むことができる。また、第二次甲賀市小中学校再編計画に関する答申に基づき、小中一貫教育を行っていくにあたり、小学校だけの事業ではなく、中学校も行っていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>有効性 適切</td> <td>それぞれの学校で特色ある地域学習を行うことで、小学校・中学校をつなぐ地域学習のカリキュラム編成を行うことができる。また、そのカリキュラムをもとに、児童・生徒が地域に愛着をもち、地域の未来について考えることができる。</td> </tr> <tr> <td>効率性 適切</td> <td>地域学習はどの学校でも行うことができる学習であるため、市内全校が足並みをそろええていくことができる。高い教育効果が期待できる。現在、学校教育課・教育研究所・教育環境整備室が協働して地域学習を含んだ、小学校・中学校をつなぐ総合的な学習の時間のカリキュラム編成を行っている。</td> </tr> </table> <p>●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切</p>					教育委員会点検・評価（1次評価）		評価	評価理由	必要性 適切	地域学習は、様々な教科・領域における内容や方法をも含んだ発展性のある学習であるため、「確かな学力」「豊かな心身」としての心身と郷土の誇りを育むことができる。また、第二次甲賀市小中学校再編計画に関する答申に基づき、小中一貫教育を行っていくにあたり、小学校だけの事業ではなく、中学校も行っていく必要がある。	有効性 適切	それぞれの学校で特色ある地域学習を行うことで、小学校・中学校をつなぐ地域学習のカリキュラム編成を行うことができる。また、そのカリキュラムをもとに、児童・生徒が地域に愛着をもち、地域の未来について考えることができる。	効率性 適切	地域学習はどの学校でも行うことができる学習であるため、市内全校が足並みをそろええていくことができる。高い教育効果が期待できる。現在、学校教育課・教育研究所・教育環境整備室が協働して地域学習を含んだ、小学校・中学校をつなぐ総合的な学習の時間のカリキュラム編成を行っている。
教育委員会点検・評価（1次評価）															
評価	評価理由														
必要性 適切	地域学習は、様々な教科・領域における内容や方法をも含んだ発展性のある学習であるため、「確かな学力」「豊かな心身」としての心身と郷土の誇りを育むことができる。また、第二次甲賀市小中学校再編計画に関する答申に基づき、小中一貫教育を行っていくにあたり、小学校だけの事業ではなく、中学校も行っていく必要がある。														
有効性 適切	それぞれの学校で特色ある地域学習を行うことで、小学校・中学校をつなぐ地域学習のカリキュラム編成を行うことができる。また、そのカリキュラムをもとに、児童・生徒が地域に愛着をもち、地域の未来について考えることができる。														
効率性 適切	地域学習はどの学校でも行うことができる学習であるため、市内全校が足並みをそろええていくことができる。高い教育効果が期待できる。現在、学校教育課・教育研究所・教育環境整備室が協働して地域学習を含んだ、小学校・中学校をつなぐ総合的な学習の時間のカリキュラム編成を行っている。														

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	<p>総合的な学習を中心取り組んでいる地域学は、学校と地域が一体となって特産物や伝統工芸品、農産物について学び、ふるさとへの愛着を育んでいる。また、ふるさとへの愛着は、甲賀市教育目標「たくましい心身と郷土の誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」にも示されており、地域学に取り組むことは大変重要なことである。</p> <p>全国学力・学習状況調査質問紙の「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」の項目で、小中学校とも目標値を達成しており評価できる一方、これからの社会において主体的に探究的な学びを高めることが必要である。また、小中一貫教育を推進するには、甲賀で学び・育ち、甲賀に還元する人材を育て、甲賀の将来を考える視点が重要であり、小中9年間を通して地域学を柱とした総合的な学習のカリキュラムの編成を行い、さらなる充実を図っていただきたい。</p>

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
A	<p>各小学校が、特色ある学校づくりとして学校独自の事業を展開され、「たくましい心身と郷土の誇りを持ち、未来を切り拓く人を育てる」の教育目標の実現化を目指し、ふるさとを愛する心を育む取り組みとして、地域の特産品や特徴を教材化し、小学校から中学校に学びをつないでいく「地域学」は、市の教育方針とも合致した取り組みであり、高く評価できる。また、学校と地域を一体として展開する探求的な学びを充実させ、各校独自の特色ある学びを展開することで、生きる力を育み、愛着を持つ地域の未来について考える人材を育成する総合的な学習の取り組みも併せて評価したい。また、土山地区において総合的な学習の時間にかかる教育研究協議会を開催し、小学校・中学校をつなぐ地域学習のカリキュラム編成（土山地区での特色マップ作りなど）を実施できることや学び方の評価として、数値目標の70%を小学校・中学校ともに超えたことも高く評価できる。特に中学校において令和5年度の結果から大きく向上したことは、令和6年度の取り組みの成果であると考える。</p> <p>一方、小学校区と中学校区はその範囲や地域素材、地域課題も違う中で、児童生徒が興味を感じる教材とうまくマッチングできるように進めることも視野に入れたい。</p> <p>また、各児童が地域に誇りと自信を持てるよう各中学校区の小学生が一堂に会し（あるいは中学校に入学して最初に）学習発表会のような催しが行なうなど、児童・生徒が地域学に一層興味を持つ仕組みづくりを検討されたい。さらには小中一貫教育として、中学校でのゴールの設定も念頭に置き、系統的に学んでいくように小中の共通した地域学の検討と取り組みが充実されることを期待する。</p>

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
<p>これまで総合的な学習を中心取り組んできた地域学は、甲賀市教育目標に「たくましい心身と郷土の誇りを持ち、未来を切り拓く人を育てる」とある通り、大変重要なものであり、さらなる充実が求められる。今後、第二次甲賀市小中学校再編計画に関する答申に基づいて小中一貫教育を行っていくにあたり、各中学校区で「小中一貫教育推進会議」を立ち上げ、その中で地域学を柱とした総合的な学習の時間のカリキュラムの編成を行う。小中一貫教育として、中学校でのゴールの設定を念頭に置きながら、これまでの甲賀市の教育の中で蓄積してきた地域学の成果を整理し、小学校・中学校9年間の学びを系統的につないでいくことができる総合的な学習の時間のカリキュラムを検討していきたい。</p> <p>また、今年度検討し作成した総合的な学習の時間のカリキュラムをもとに、次年度より部分的に授業を実施し、さらなる検討と改善を行っていきたい。あわせて、全国学力・学習状況調査質問紙の「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」の数値の向上も目指し、本事業のさらなる充実を図っていきたい。</p>	

,

●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止
●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止

令和7年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和6年度実施事業）

事業名	社会教育コーディネーター設置事業（生涯学習推進事業）							
担当課室名	社会教育スポーツ課		執行方法	直営				
総合計画	コード	名称	予算科目	コード	名称			
分野	7	生涯学習・文化・スポーツ	会計	01	一般会計			
施策	①	生涯学習環境の充実	款	10	教育費			
教育振興基本計画	コード	名称	項	05	社会教育費			
教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ	目	01	社会教育総務費			
教育施策の柱（大区分）	(1)	生涯学習環境の充実	大事業	05	生涯学習推進事業			
教育施策（中区分）	①	いつでも、どこでも、だれでも学びあえる 生涯学習環境の充実	中事業	01	生涯学習推進事業			
小事業	01	生涯学習推進事業	予算額		決算額			
			令和6年度					
			総計	21,169,000	14,749,983			
			国庫支出金	0	0			
			県費支出金	0	0			
			地方債	0	0			
			その他特定財源	0	0			
			一般財源	21,169,000	14,749,983			
法令等根拠	社会教育法 第3条、第5条							
個別計画等	甲賀市教育振興基本計画（後期計画）、滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方、第2次甲賀市地域福祉計画、甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画							
事業概要	地域学校協働活動を行うため、プログラムを継続的・定期的に実施するに必要な企画立案や話し合いの場を調整する。社会教育コーディネーター（社会教育指導員）を設置し、学校と地域をつなぎ地域の実情に合った社会教育活動を推進していく。生涯学習推進のため、事業の実施や情報提供等を行う。							
事業の目的等	<p>(1) 対象・・・・誰に（何に） 市民対象</p> <p>(2) 活動内容・・・・どのようなことを行うのか 行動計画 実績 社会教育統括指導員と社会教育指導員を配置し、地域学校協働活動推進員との連絡調整や社会教育統括指導員と社会教育指導員との情報の共有化のため連絡会の実施。 夢の学習（公民館）事業に対して、委託契約の仕様書を元に講座内容、成果と課題を分析する。</p> <p>(3) 期待できる効果・成果・・・・成果目標・期待する成果 目標値 実績値 地域学校協働本部を令和7年度17校で実施する。 夢の学習（公民館）事業に対して、委託契約の仕様書を精査し、令和7年度の仕様書を令和6年度の仕様書と変更する。</p>							
担当課評価	評価欄	評価の理由						
	A	社会教育の振興を図るために社会教育統括指導員1名と社会教育指導員4名を配置し、各町単位で、各校の地域学校協働活動本部の立ち上げや運営に対し、社会教育指導員が伴走支援を行うとともに社会教育統括指導員が各地域の連絡調整指導を行う体制が出来た。夢の学習（公民館）事業について、各公民館ごとに委託先のNPO法人で実施している事業について安全に実施出来るように事前の下見等について社会教育指導員が指導出来た。						
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）		項目	判断	評価理由			
	評価	評価理由			評価理由			
必要性	適切	各公民館に社会教育指導員を設置したことで、公民館事業や地域学校協働活動を円滑に推進出来た。		事業規模	維持	社会教育は範囲が広く、教育委員会だけの事業ではないので、市長部局（市民活動推進課等）とも連携し、総合的の施策として取り組むように進めていく。		
有効性	適切	社会教育統括指導員と社会教育指導員が機能的に活動することにより、市の社会教育方針を全市に広げることが出来た。		手法改善	維持	市民活動推進課の地域コミュニティ担当者や自治振興会（まちづくり協議会）の地域支援員との定期協議等を行い、教育委員会だけでなく、地域を巻き込んでの社会教育の実践を目指していく。		
効率性	適切	公民館のエリア内の学校や自治振興会により、事業の取り組みに違いがあり、一律に事業を進めることは、出来ないが、各地域に寄り添って単年度だけでなく、今後につなげられるように実施出来た。						
	<p>●事業の規模の判断：拡大・維持・縮小・休廃止</p> <p>●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止</p>							
	●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切							

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	「甲賀市社会教育ビジョン」に示されている『開かれ、つながる社会教育の実現』に向け、社会教育統括指導員と社会教育指導員を配置することで、学校と地域をつなぎ地域の実情に合った社会教育活動の推進が図られていることや夢の学習（公民館）事業に対して委託契約の仕様書の精査など進められたことは評価できる。一方、仕様書に基づいた事業実施の確認や教育委員会以外の自治振興会やまちづくり協議会など地域を巻き込んだ社会教育の実践に期待したい。

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
B	<p>地域学校協働活動の充実を図るため、社会教育指導員を4名、統括指導員1名を配置し、各町単位で各地域学校協働本部の立ち上げや運営に対し、社会教育指導員が伴走支援を行う体制ができたことで、多くの学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティスクールとして運営されていることは評価できる。さらには、各公民館事業を委託している「NPO法人夢の学習」の業務仕様内容を受益者負担の原則を踏まえ検討されたことや、NPO法人が実施する事業が社会教育指導員の指導のもと安全に実施されたことについても評価できる。</p> <p>一方で、県内各市町と同様、その仕組みや考え方を浸透させ、学校の課題（いじめ、不登校や学力、スマート依存、コミュニケーション能力の育成など）を地域として学校とともにどのように解決していくか模索されたい。また、両輪として進める地域学校協働活動とはねらいが異なることを再確認し、さらなる検討が望まれる。さらに、自治振興会やまちづくり協議会等との連携が一層深まり、生涯学習のまちづくりが大きく進むことや地域を巻き込んだ事業の実施、積極的な情報発信を期待する上で、社会教育指導員の配置について地域格差の是正や地域の実情に精通した人材の確保に努められたい。併せて、社会教育を担う教育委員会部局と自治振興会活動等を担う市長部局との調整や施策の方向性を明確にすることで公民館、自治振興会、地域学校協働本部など社会教育に関わる組織の役割が明確になるよう取り組みつつ、自治振興会やまちづくり協議会、公民館のそれぞれの活動との連携や協働の仕方が明確になることを期待する。また、NPO法人の業務仕様内容について、さらなる改善に取り組まれたい。</p>

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
地域学校協働活動については、すべての小学校に地域学校協働本部を設置できるよう、社会教育統括指導員が引き続き伴走型の支援を行ってまいります。学校と地域が「地域課題」を共有し、一体となって子どもを育むことで、地域の活性化と未来を担う人材の育成につなげていきます。	
またこの取り組みを通じて、学校や地域の方々に「地域学校協働活動」とは何か、その理念や意義を分かりやすく伝え、地域ぐるみの教育づくりが社会全体の力となることを周知してまいります。そのためには、学校は教育の場としての専門性を発揮し、地域は豊かな人材力と経験を提供するなど、それぞれの強みを生かす役割分担を明確にしていくことします。	
さらに、生涯学習の推進に向けては、公民館等で実施している講座のNPO法人へ委託内容を精査し、講座で育成されたボランティアが自治振興会やまちづくり協議会など、地域運営に寄与できる場で活躍出来るよう、市長部局とも連携を深めてまいります。こうした仕組みづくりを通じて、社会教育関連組織と地域が果たすべき役割をより一層明らかにし、学びと協働を基礎とした持続可能な地域づくりを推進してまいります。	

令和7年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和6年度実施事業）

事業名	紫香楽宮跡史跡整備事業									
担当課室名	歴史文化財課		実施方法							
総合計画	コード	名称	予算科目	コード	名称					
	会計	01 一般会計								
	款	10 教育費								
	項	05 社会教育費								
	目	04 文化財保護費								
	大事業	04 文化財保護調査普及事業								
	中事業	02 市内遺跡緊急発掘調査事業								
	小事業	04 紫香楽宮跡史跡整備事業								
	令和6年度	予算額								
	総計	48,972								
教育振興基本計画	国庫支出金									
	県費支出金									
	地方債	45,400								
	その他特定財源									
教育施策（中区分）	一般財源	3,572								
法令等根拠	文化財保護法									
個別計画等	史跡紫香楽宮跡保存管理計画書、史跡紫香楽宮跡整備活用基本計画書、史跡紫香楽宮跡整備活用実施計画書									
事業概要	史跡紫香楽宮跡の保護を永続的かつ次世代に適切に継承できるよう、宮町地区で史跡公園整備を実施。また、紫香楽宮跡の整備と活用方針と発掘調査報告書刊行のための検討等を行う史跡紫香楽宮跡調査整備委員会を開催。									
事業の目的等	(1) 対象・・・・・誰に（何に） 来訪者									
	(2) 活動内容・・・・・どのようなことを行うのか									
	行動計画		実績							
	史跡紫香楽宮跡（宮町地区）第1期整備工事の実施 ・コンクリート系舗装工事1,455.8m ² ・遺構表示工事（柱表示）70基		史跡紫香楽宮跡（宮町地区）第1期整備工事の実施（未完了） ・コンクリート系舗装工事1,455.8m ² ・遺構表示工事（柱表示）70基							
	調査整備委員会の開催 2回／年、専門部会の開催 2回／年		調査整備委員会の開催 1回／年、専門部会の開催 1回／年							
	(3) 期待できる効果・成果・・・・・成果目標・期待する成果									
	目標値		実績値							
	史跡公園の整備を完了し、供用開始すること。		史跡公園整備は継続となり、年度内に供用開始することはできなかった。 参考 年度末における進捗率：80%、完了日：令和7年4月30日							
	評価欄									
	評価の理由									
担当課評価	B		甲賀市初となる史跡公園整備は外的要因により継続となったものの、年度が替わり早期に供用開始できるよう、整備を進めることができた。 一方、発掘調査記録の整理が想定以上に難航し、調査整備委員会の開催は1回にとどまった。							
	評価欄									
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）			事業の方向性	項目					
	評価				判断					
	評価理由				評価理由					
	必要性	適切	史跡の適正な保存を図るために、整備を進めた。			史跡公園整備は継続となり、令和7年度春に竣工及び供用開始した。今後の整備は残る発掘調査報告書の刊行を終えてからとなる。				
	有効性	適切	建物跡現地に柱表示及び建物規模感を表す舗装並びに解説板を設置する史跡公園という形をとることで、愛好家以外にも歴史を体感しやすい整備を行った。			紫香楽宮跡の整備と活用検討と発掘調査報告書刊行のため、引き続き調査整備委員会を開催し、遺構及び遺物の検討等を行う。				
効率性	史跡公園整備地は信楽インターチェンジからほど近く、また、道路脇に誘導看板を設置したことで県外からの来訪者も期待できる。				手法改善					
	適切				維持					
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切										

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由

年度内に完了することができず、次年度に繰越という結果になったが、次年度の早期に完了することができたことは評価できる。委員会及び専門部会は、計画していた回数を開催できなかったので、計画の設定や開催に至るまでの経緯を検証し、今後の行動計画に反映する必要がある。
今後は、発掘調査報告書を早期に刊行することとし、史跡公園は、地域の公園としての利用や史跡公園としての有効活用できるよう地元や関係機関と連携して進め、甲賀市の大変な史跡を良好な状態で次世代に適切に継承できるよう努められたい。

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由

紫香楽宮跡の保存活用のために史跡公園として整備されたことは宮町や信楽地区全体の知名度も上げ、郷土の歴史や風土に愛着を持つために大変有効である。工事についても外的要因により年度内に完工できなかったものの、次年度早期に完了できた点について評価できる。引き続き発掘調査記録の整理を進め、令和6年度には1回の開催にとどまつた調査整備委員会を開催し、早期の発掘調査報告書の刊行に努めるとともに活用方針の検討を重ねられたい。
今後の活用として、ラベンダー畑の拡充と併せてこの史跡公園が新名神高速道路の信楽インターチェンジに近接している地理的優位性を活かし、信楽焼や甲賀忍者、東海道宿場町、土山道の駅などの他の観光資源と合わせてこの史跡公園も大いにPRすることも考えられる。
また、歴史愛好家や遠方からの観光客誘致に貢献できるよう、分かりやすく親しみやすいパンフレットを作成することで当時の建築物の全体像をプロジェクトマッピングで映像化するなど、観光施策と連携し、多くの甲賀市民が甲賀市の文化や歴史に興味関心を持ち、甲賀市に愛着を持つことができるよう事業展開を期待する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的な方策）等について	
評価	紫香楽宮跡の保存活用のため、調査整備委員会を開催し、遺構及び遺物の検討を行い、早期の発掘調査報告書の刊行に努める。また、メディア露出が恒例となってきたラベンダー畑の取り組みや、来春の開花をめざす史跡公園のレンゲ植栽地を誘客要素として有効活用することで歴史愛好家以外にもPRし、さらに、これらが信楽インターチェンジ至近という立地を活かし、甲南町のリアル忍者館や、土山町の道の駅や東海道宿場町といった他町の観光コンテンツへの誘導につなげたい。 また、来場者の歴史文化理解の一助とするため、親しみやすいパンフレットや当時の建築物の全体像の映像化を検討するとともに、紫香楽宮跡関連遺跡群発掘調査事務所兼展示室の展示リニューアルを計画する。

令和7年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和6年度実施事業）

事業名	保育士研修事業（保育内容の充実に向けた事業）								
担当課室名	こども政策部 保育幼稚園課			執行方法	直営				
総合計画 教育振興基本計画	コード	名称	予算科目	コード	名称				
	分野	17 子ども・子育て		会計	01 一般				
	施策	52 就学前教育、保育の充実		款	03 民生費				
				項	03 児童福祉費				
				目	03 保育園費				
				大事業	08 子育て支援環境整備事業				
				中事業	01 子育て支援環境整備事業				
				小事業	01 保育士研修事業				
	コード	名称	財源内訳	令和6年度	予算額	決算額			
	教育分野	A 子ども・子育て		総計	2,577	2,312			
	教育施策の柱（大区分）	1 就学前教育の充実		国庫支出金	253	1,359			
	教育施策（中区分）	2 学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進		県費支出金					
				地方債					
				その他特定財源					
				一般財源	2,324	953			
法令等根拠	—								
個別計画等	甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画								
事業概要	<p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金により、下記事業を実施し、保育事業等の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質向上・人材確保につながる研修事業 （講師謝礼、消耗品費、通信運搬費、物品借上料） 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 （講師謝礼、消耗品費、通信運搬費） ・保育の質の向上に向けた保育内容の検討と充実 ・幼児教育プロジェクト のびのび運動遊び：リズムあそび研修の実施（講師謝礼）、作業療法士による子どもの身体機能や感性の発達促進 ライフセミナー：研修委託業者によるWeb研修の実施（事業委託料） 								
事業の目的等	<p>(1) 対象・・・・・誰に（何に）</p> <p>市内全保育士・幼稚園教諭 潜在保育士</p>								
	<p>(2) 活動内容・・・・・どのようなことを行うのか</p> <table border="1"> <tr> <td>行動計画</td> <td>実績</td> </tr> <tr> <td>年間研修計画を年度当初に周知し、キャリアに応じた研修の実施 実践的な研修内容 先駆的実践を進めている講師による指導助言 時間、場所を問わず研修が受講できるライフセミナー研修の実施</td> <td>キャリアに応じた研修を計画・実施した。 公立、私立、他課への研修参加を呼びかけた。 ライフセミナー研修の周知と受講を促した。</td> </tr> </table>						行動計画	実績	年間研修計画を年度当初に周知し、キャリアに応じた研修の実施 実践的な研修内容 先駆的実践を進めている講師による指導助言 時間、場所を問わず研修が受講できるライフセミナー研修の実施
行動計画	実績								
年間研修計画を年度当初に周知し、キャリアに応じた研修の実施 実践的な研修内容 先駆的実践を進めている講師による指導助言 時間、場所を問わず研修が受講できるライフセミナー研修の実施	キャリアに応じた研修を計画・実施した。 公立、私立、他課への研修参加を呼びかけた。 ライフセミナー研修の周知と受講を促した。								
<p>(3) 期待できる効果・成果・・・・・成果目標・期待する成果</p> <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>実績値</td> </tr> <tr> <td>キャリアに応じた研修会の開催 17回 保育の質向上研修会の開催 22回 人材確保につながる研修会の開催 3回</td> <td>キャリアに応じた研修会 17回 保育の質向上研修会 22回 人材確保につながる研修会の開催 3回</td> </tr> </table>						目標値	実績値	キャリアに応じた研修会の開催 17回 保育の質向上研修会の開催 22回 人材確保につながる研修会の開催 3回	キャリアに応じた研修会 17回 保育の質向上研修会 22回 人材確保につながる研修会の開催 3回
目標値	実績値								
キャリアに応じた研修会の開催 17回 保育の質向上研修会の開催 22回 人材確保につながる研修会の開催 3回	キャリアに応じた研修会 17回 保育の質向上研修会 22回 人材確保につながる研修会の開催 3回								
担当課評価	評価欄	評価の理由							
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・計画した研修については、全て予定通り実施することができた。 ・各分野の資質向上のため、研修内容を吟味したが、特に地域型保育事業所においては、乳児保育についてさらに質の向上をめざし、実践に結びつくような研修内容を検討していく必要がある。 ・ライフセミナーは令和7年12月まで視聴期間が延長されたため、引き続き視聴を促す。 							
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次		事業の方向性	項目	判断	評価理由			
	評価	評価理由		事業規模	維持	ライフセミナーについては、令和7年度に新規の契約はせず、令和7年12月までの視聴とする。 職員の資質向上に向けた研修やキャリアに応じた研修については、講師と調整を図りながら進めていく必要があり、現在の事業規模を維持、継続していくことが妥当である。			
	必要性	適切		手法改善	軽微な改善	講義と実践を合わせた研修への移行を図る。 キャリアに応じた研修内容を充実させる。 研修内容に応じた講師の選定をする。 私立園も含め、甲賀市全体の保育の質向上をめざす。			
	有効性	適切							
	効率性	適切							
<p>●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切</p>									

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由

B

公立・私立を対象として、市が職員の研修機会を提供することにより、市全体の保育の質の向上につながっている。
系統的な研修計画に基づき、様々な分野、キャリアステージに分けて開催すること及び具体的な研修内容を周知することにより、保育士が各自のキャリアや課題感にあった研修を受講でき、専門性を高めることができている。
幼児教育プロジェクトのリズムあそび研修では、2日間で94人の参加があり、学んだことを活かして各園でリズムあそびが展開され、子ども達の心と体の育成につながっている。また、ライフセミナーでは、「場所や時間を問わず、自分のタイミングで受講することができてよかった」という意見が多く主体的な学びの機会となつた。
令和6年4月に小規模保育事業所が1園開園したこともあり、「0・1・2歳児の保育」については公立、私立園とともに保育の質を向上させていく必要性がある。研修での学びがすぐに保育に活かせるような、講義と実践を組み合わせた研修内容の検討が必要である。

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由

B

公的な支援として、公立、私立の分け隔てなく保育園やこども園全体の幼児保育、教育の質の向上に向けて職員のキャリアに応じた多くの研修や個人のライフスタイルに合わせ主体的な学びの機会としてのライフセミナーを計画的に進め、虐待防止や人権研修など目標とした研修は全て実施でき、市全体の保育等のレベルアップに取り組んだことは評価できる。
一方、運動を伴う集団遊びの充足は今日の子ども達の育ちにおいて重要な発達課題であり、保育等の中核となる学びであることを再確認し、研修を充実させるとともに、子ども達の心身の育成に繋がる言葉かけや遊びの提供に努められたい。担当課評価にもあるように特に乳児保育は、実践に結びつくような内容の研修が実施されることを期待する。併せて、保育等の質の維持、向上のためには適切に人材が確保されることが必要であることから、労働環境の更なる向上に引き続き取り組まれたい。また、少子化対策における育休制度の普及の問題などについては、国や県全体の政策課題と考えるために、県を含む関係機関とさらに連携し、乳児保育の充実に取り組まることを期待する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的な方策）等について	
	<p>今後も甲賀市の保育の質向上に向け、公立園・私立園がともに学び合える研修の機会を大切にし、内容を充実させていく。</p> <p>運動あそびにおいては、日々の取り組みの継続が子ども達の心身の発達につながると考える。子ども達が楽しんで自らやってみようと思えるような教育・保育内容や環境を各園で充実できるよう、さらに研修内容を充実させたい。</p> <p>乳児期は、心身ともに著しい発育・発達が見られる時期であるため、しっかりと発達段階をおさえながら、保育者との信頼関係のもと、安心してのびのびと生活できるよう各園で保育環境の充実を図る必要がある。そのため、公開保育と講義を組み合わせた研修を充実させ、保育の実践で学んだことを活かせるようにしていきたい。</p> <p>保育士の確保は、保育サービスや子育て支援等、甲賀市の子どもの育成には大変重要と考えている。私立園の数が公立園を上回っている現状の中、県や関係機関とも連携しながら、公立、私立の分け隔てなく、安定したサービスを維持していくよう、保育士確保や定着支援、労働環境の向上に引き続き力を入れていきたい。</p>

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿 (資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役 職	氏 名	委員の構成	任 期
委 員 長	北川 昌美	教育関係者	令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日 令和6年6月1日～令和8年5月31日
副委員長	黒川 昌明	教育関係者	令和6年6月1日～令和8年5月31日
委 員	西出 八津子	その他教育委員会 が適当と認める者	令和4年6月1日～令和6年5月31日 令和6年6月1日～令和8年5月31日
委 員	奥嶋 たみ子	その他教育委員会 が適当と認める者	令和6年6月1日～令和8年5月31日
委 員	神山 裕史	その他教育委員会 が適当と認める者	令和6年6月1日～令和8年5月31日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑により委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として評価を決定し答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日 時	内 容
令和7年6月10日 (火)	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 会議の公表について ・ 評価手法等について ・ 点検及び評価の対象事業の選定について ・ 評価対象事業選定にかかる所管課説明
令和7年7月2日 (水)	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 評価対象事業の選定
令和7年7月30日 (水)	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 (学校教育課、社会教育スポーツ課、歴史文化財課、 保育幼稚園課)

令和7年8月28日（木）	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 事業別評価の確定及び所見について
令和7年9月26日（金）	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 答申書案の確認について
令和7年10月7日（火）	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

（1）対象事業

点検・評価の対象は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により実施されている主要施策等を中心に評価を行いました。

（2）対象事業の選定方法

点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により7事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。

評価に関する論理的な流れ

必要性

（教育的な見地から）

そもそも事業として必要か

有効性

（必要性を踏まえて）

効果的な手法か

効率性

（必要性・有効性を踏まえて）

効率化の余地はないか

5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った<input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた<input type="radio"/> 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 効果的で優れた取り組みを行った<input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた<input type="radio"/> 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 効果的な取り組みを行った<input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた<input type="radio"/> 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 取り組みを行った<input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた<input type="radio"/> 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 取り組みを行わなかった<input type="radio"/> 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった<input type="radio"/> 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を「甲賀市教育大綱」で定め、具現化した「第4期甲賀市教育振興基本計画」に基づき、教育施策を推進しています。

効果的な教育行政の推進を図ることを目的に、事業効果を高めるP D C Aサイクルを確立する有効な手段として、甲賀市教育行政評価委員会の知見を活用した点検及び評価を実施、改善や工夫に取り組んでいます。点検・評価結果を最大限に生かして市民の皆様に、よりご満足いただける教育行政サービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

改正 平成27年6月15日条例第17号

平成28年3月9日条例第3号

平成28年6月22日条例第18号

平成29年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市総合計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会	持続可能なまちづくりの概念を基本とした公共交通体系及び基本構想策定について調査及び研究し、審議すること。	(1) 市長が指名する職員 (2) その他市長が適当と認める者	25人以内	1年
甲賀市国際化推進委員会	国際化推進計画の策定について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	10人以内	1年
甲賀市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額及び特別職の職員で非常勤のものの報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団体等の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	10人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで
甲賀市指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の選定に関する事項について審査すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の利用者 (3) その他市長が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適当と認める者	人以内	
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適当と認める者	7人以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市商業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18人以内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女共同参画審議会	男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市観光振興計画審議会	観光振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 観光等産業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適当と認める者	12人以内	2年
甲賀市下水道審議会	下水道事業の経営、将来計画及び健全な運営並びに汚水処理に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市立信楽中央病院経営評価委員会	病院改革プランの改定並びに実施状況を点検及び評価し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適当と認める者	6人以内	3年
甲賀市水口医療介護センター経営	経営計画の改定並びに実施状況を点検及び評価し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8人以内	3年

評価委員会	る者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者		
-------	-------------------------------------------------------	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適當と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適當と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適當と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで